郡市医師会担当理事 殿

佐賀県医師会副会長 佐賀県医療勤務環境改善支援センター長 森 永 幸 二 〔 公 印 省 略 〕

(佐賀労働局主催)働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会の開催について (ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年4月1日から、いよいよ医業に従事する医師についても、時間外労働の上限規制 の適用が開始されます。

佐賀労働局では、時間外労働の上限規制の円滑な施行に向けて各種制度の支援に取り組んでおり、 今般、標記説明会を下記のとおり開催するとして、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知下さいますと共に、貴会会員医療機関へ周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件については、医療機関の開設者・管理者に通知を行うと共に、県医師会ホームページ・メディカルトピックスへ掲載いたします。

記

■医業に従事する医師の「時間外・休日労働の上限規制」及び「断続的な宿日直許可制度」等に係る説明会

- 1. 日 時 令和6年2月15日(木)14:00~15:00
- 2. 開催方法 Microsoft TeamsによるWEB会議方式(定員200名)
- 3. 内 容 医師等の労働時間の上限規制等の働き方改革関連法、医師の宿日直、36協定の 締結等について説明します。

佐賀県内に所在する事業場の方はどなたでも参加可能です。

- 4. 定 員 200名
- 5. 申込方法 以下のURLより、2月14日(水)までにお申し込みください。

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」>「佐賀」>「医業に従事する 医師の『時間外・休日労働の上限規制』及び『断続的な宿日直許可制度』等に係 る説明会」

6. 照 会 先 佐賀労働局 監督課

TEL 0952 - 32 - 7169

[添付資料]

- 1. 説明会チラシ
- 2. 医療機関の開設者・管理者宛て通知

佐賀県医師会事務局

業務課 担当 佐藤・坂井・林

E-mail: staff-sato@saga.med.or.jp

Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

医療機関等の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会副会長 佐賀県医療勤務環境改善支援センター長 森 永 幸 二 〔 公 印 省 略 〕

(佐賀労働局主催) 働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会の開催について (ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年4月1日から、いよいよ医業に従事する医師についても、時間外労働の上限規制 の適用が開始されます。

佐賀労働局では、時間外労働の上限規制の円滑な施行に向けて各種制度の支援に取り組んでおり、 今般、標記説明会を下記のとおり開催するとして通知がありました。

つきましては、参加を希望される場合は、下記申込方法をご参照いただきお申込みください。 本件の詳細については、県医師会ホームページ・メディカルトピックスに掲載しています。

記

- ■医業に従事する医師の「時間外・休日労働の上限規制」及び「断続的な宿日直許可制度」等に係る説明会
 - 1. 日 時 令和6年2月15日(木)14:00~15:00
 - 2. 開催方法 Microsoft TeamsによるWEB会議方式(定員200名)
 - 3. 内 容 医師等の労働時間の上限規制等の働き方改革関連法、医師の宿日直、36協定の 締結等について説明します。

佐賀県内に所在する事業場の方はどなたでも参加可能です。

- 4. 定 員 200名
- 5. 申込方法 以下のURLより、2月14日(水)までにお申し込みください。

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」>「佐賀」>「医業に従事する 医師の『時間外・休日労働の上限規制』及び『断続的な宿日直許可制度』等に係 る説明会」

6. 照 会 先 佐賀労働局 監督課

TEL 0952-32-7169

佐賀県医師会事務局 業務課 担当 佐藤・坂井・林

E-mail: staff-sato@saga.med.or.jp

Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

各団体等の長 殿

厚生労働省 佐賀労働局 労働基準部 監督課長

働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会の開催について(協力依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

政府の推進する働き方改革により、令和6年4月1日からいよいよ建設の事業、自動車 運転の業務、医業に従事する医師等についても、時間外労働の上限規制の適用が開始され ます。

当該業種におかれましては、猶予期間中に労働時間削減に関する自主的な取組を推進するとともに、時間外労働の上限規制の円滑な施行に向けて、皆様の御理解と御協力をお願いしているところです。

今般、佐賀労働局においては、働き方改革の推進に向けた各種制度の支援に取り組んでおり、標記の説明会を下記日時に開催することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、貴団体の傘下会員様に対しまして、下記説明会 への参加勧奨等の格別な御配慮をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時:令和6年2月15日(木)14:00~15:00
- 2 開催方法:Microsoft Teams によるWEB会議方式(定員200名) 以下の「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」のURLにより佐賀労働局を選択し、一覧表の該当する説明会からお申し込みください。

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

3 内 容:時間外労働の上限規制・36協定の締結等について

【お問合せ先】

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎4階 佐賀労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 奥田 TEL: 0952-32-7169

医療機関のみなさまへ

「働き方改革」の取り組みを支えるため 佐賀労働局で 説明会を実施します。

2024年4月から 時間外労働の上限規制が適用されます!



オンライン説明会のお知らせ

参加費無料

開催日時:令和6年2月15日(木)14:00~15:00

開催方法: Microsoft TeamsによるWEB会議方式(定員200名)

申し込みURLから佐賀を選んでください。

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

内容:時間外労働の上限規制・36協定の締結について

お問い合わせ先

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 奥田

(TEL: 0952-32-7169)

©たしかめたん

砂厚生労働省佐賀労働局